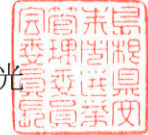


安来市選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法に基づく選挙運動等の実施に関する規程（平成16年安来市選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月16日

安来市選挙管理委員会委員長 村上正光



第34条中「別表に定める」を「原則として電磁的記録により市のウェブサイト
に設置した」に改める。

別表を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月16日から施行する。